

家電リサイクルに関する法令の改正を求める件

本年4月1日に施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)は、小売業者及び製造業者等が廃家電の収集運搬及び再商品化等を行うことにより、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を確保し、生活環境の保全を図るものです。

しかしながら、同法では、消費者が収集運搬費用及び再商品化等費用を対象機器の排出時点で支払うこととしたため、これらの費用負担を免れるための不法投棄が増加しており、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化等費用は市町村が負担することとなっているため、地方財政を圧迫することが懸念されます。

また、回収の義務づけが見送られた冷蔵庫の断熱材に含まれるフロンは、オゾン層破壊や地球温暖化に与える影響が懸念されております。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 拡大生産者責任の原則に基づき、再商品化等費用の支払いにあたっては、対象機器の販売時に請求する「前払い制」とすること。
- 2 不法投棄された対象機器を生活環境保全上、市町村が収集した場合には、製造業者等は無償で再商品化等を実施すること。
- 3 冷蔵庫の再商品化に際しては、冷媒フロンに加え、断熱材に含まれるフロンも回収すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志